

令和5年度諮問（個）第5号
答申（個）第28号

「『知事にアクセス』に係る事務処理に関する説明に変遷がないことを示す根拠に対する保有個人情報開示決定に係る審査請求に対する裁決」についての答申

第1 審査会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報開示決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の開示請求

(1) 審査請求人は、実施機関に対し、栃木県個人情報保護条例を廃止する等の条例（令和4年栃木県条例第42号）第1条の規定による廃止前の栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号。以下「旧条例」という。）第14条第1項の規定により、令和4（2022）年9月16日付けで、次のとおり保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 本件開示請求の内容

実施機関の担当職員から、令和〇（〇〇）年〇月「知事にアクセス」の事務処理の変遷は一度もしておらず、審査請求人に対する説明の変遷もないと言われたが、この文言には問題があるので、以下の6つのそれぞれの事項について、「知事にアクセス」の事務処理及び実施機関の説明が変遷していないといえる根拠の開示を求める。

ア 「知事にアクセス」事務取扱要領（以下「要領」という。）第5条の「提案等の内容及び処理状況について、適宜、知事に報告する」との規定は、広報課長が知事に報告する必要があると判断した事案について、内容及び処理状況を報告するものであり、原則として知事に報告はしないと説明されたので、「知事にアクセス」の看板に偽りがある。

イ 「礼状、回答させます」は儀礼文であり、回答すると意味を持たないと言われるので、儀礼文ではない。回答するとの意味を持つとのやり取りを実際に行ったのである。

ウ 「礼状、回答させます」との礼状は、私が思っているものに対してではなく、別の案件に対してのものであると言われた。実施機関は、別の案件のものであることの証明をできていない。

エ 「お願い書だから参考送付にした」と説明されたが、日本では、こうしてくださいと直接書くものではなく、一般的には、お願いしますと書くものである。実施機関は、要望者が何を求めているかを把握して、文書送達しなければならない。

オ 実施機関の担当職員は、要望書等は、知事室に出向き要望書を持参説明していると主張されたが、私はあり得ないことであると考えます。

カ 「〇〇か？は知事の意向反映？」この意味は、知事の意向を反映した文書であるとして開示されたものである。〇〇？と書かれたものを知事の意向を

反映したことを示すものとして出せない、なぜなら、〇〇?では知事の意向は何か分からない。よって、知事の意向を反映したものと言えないとのやりとりを実際に行ったのである。

2 本件開示請求に対する実施機関の処分

実施機関は、本件開示請求の対象となる面談記録4件（以下「本件開示文書」という。）について、令和4(2022)年9月29日付けで、旧条例第19条第1項の規定により保有個人情報開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第2条の規定により、令和4(2022)年10月24日付けで実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、本件審査請求について、旧条例第41条第1項の規定により令和6(2024)年3月27日付けで栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求書によれば、おおむね以下のとおりである。

(1) 情報開示請求は、次の6項目について行ったものである。

ア 「知事にアクセス」は看板に偽りがある。

イ 「礼状、回答させます。」は儀礼文である。

ウ 「回答の日が違います。」との礼状は別日のものであると言われた。

エ 「お願い書だから参考送付にした。」と言われた。

オ 「すべて知事に直接持参説明している。」と言われた。

カ 「〇〇か?は知事の意向を反映している」と言えるか。

(2) これに対して実施機関から開示された文書は、面談記録4通のみである。

また、面談記録は上記(1)のアに触れてはいるが、私の疑問に答えるものではない。

(3) 面談時、要領第5条に基づき、広報課長は、提案等の内容及び処理状況について、適宜、知事へ報告するものとする旨の説明をされた。「適宜、知事に報告する」となっていることから、適宜の意味は、課長が考えて知事に報告する必要があると考えたものについて報告するのではないかと問い合わせたものである。

- (4) 本件開示文書は、情報開示請求をした各項目に触れたものではないので、無意味と考える。上記(1)イからカまでについては、何ら論説していないため、論説を求める。

第4 実施機関の主張要旨

審査請求人が行った本件開示請求は、審査請求人について公文書に記載された個人情報が開示対象になる。

審査請求人が請求する「知事にアクセス」の事務処理についての担当職員説明及び審査請求人とのやり取りに該当する個人情報が記載された公文書は、本件開示文書のみである。

第5 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

- (1) 旧条例は、実施機関が保有する個人情報の開示を求める権利を明らかにすることにより県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としている。
- (2) 法第2条は、「行政庁の処分に不服がある者は、(略) 審査請求をすることができる。」と規定しており、審査請求の対象は「行政庁が行った処分」である。

「行政庁の処分」とは、「逐条解説行政不服審査法」(総務省行政管理局)によれば「行政庁が国民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為をいう」とされており、本件審査請求では、保有個人情報の開示請求に対して「非開示決定」を行った本件処分がこれに該当し、審査請求の対象である。

したがって、本件処分以外を審査請求の対象とすることはできず、審査会の審査事項も本件処分の違法性又は不当性の判断に限られる。

- (3) 審査会は、本件処分について、(1)の基本的な考え方及び(2)の審査請求の対象となる処分の規定を踏まえて本件諮問事案を調査審議し、以下のとおり判断するものである。

2 対象保有個人情報特定の妥当性について

旧条例は、第2条第4項において、公文書とは実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって当該実施機関が組織的に用いるものとして保有しているものをいう旨を、同条第5項において、保有個人情報とは公文書に記録された個人情報である旨を、第13条第1項において、開示を請求することができる保有個人情報は、実施機関が保有する自己の保有個人情報である旨をそれぞれ

規定している。

これを踏まえて、本件処分における対象保有個人情報の特定の妥当性について、以下検討を行う。

- (1) 審査請求人が本件開示請求で求めた保有個人情報は、「知事にアクセス」の事務処理に関して審査請求人が主張する6つの事項について、実施機関が審査請求人に対して行った説明の内容が変遷していないといえる根拠である。
- (2) これに対して、実施機関は、本件開示文書を対象として特定している。審査会において実施機関に確認したところ、県民と面談を行った場合は、必要に応じて面談記録を作成しているとのことである。よって、審査請求人に対して行った説明の内容は、面談記録に記載されていると考えられる。
- (3) したがって、本件開示文書を審査請求人の求める対象保有個人情報として特定したことに不合理な点はない。

3 本件開示文書以外の対象保有個人情報の不存在について

- (1) 審査請求人は、「実施機関が説明に変遷はないというからには根拠があるはずである」等主張する。

一方、実施機関は、上記2(2)のとおり対象保有個人情報を特定した上で、開示対象となるものは本件開示文書を除いて作成していない旨を主張する。

- (2) 公文書の作成については、栃木県文書等管理規則（平成13年栃木県規則第17号）第6条第1項において「本庁及び出先機関の事務処理に当たっては、文書等を作成しなければならない」旨を、同条第2項において「軽易な事案については、文書等の作成を省略することができる」旨を規定しており、「軽易な事案」に当たるか否かの判断は、個別具体の事案により、担当課所の判断に委ねられている。
- (3) 実施機関が審査請求人に対して行った「知事にアクセス」に関する説明は、実施機関の業務に関するものであり、本件開示文書は栃木県文書等管理規則の「軽易な事案」に該当しないものとして作成し、一方で、これら以外は「軽易な事案」として文書作成を省略すると判断することは、十分あり得ると考えられる。

したがって、対象となる保有個人情報は本件開示文書を除いて存在しないとの実施機関の主張に不合理な点はない。

4 結論

以上のことから、審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」とおり判断する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 6 (2024) 年 3 月 27 日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和 6 (2024) 年 11 月 22 日 (第78回審査会第 1 部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 第 1 回審議
令和 6 (2024) 年 12 月 20 日 (第79回審査会第 1 部会)	・ 第 2 回審議

栃木県行政不服審査会第 1 部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
塚 本 純	宇都宮大学名誉教授	部会長
藤 田 昌 子	人権擁護委員	
美野輪 茂	元栃木県理事兼美術館長	部会長職務代理者
和 地 郁 枝	弁護士	

(五十音順)